

令和 年 月 日

北九州市長 様

開発者 住所

氏名

開発行為に伴うごみ置場の設置について（協議結果通知）

下記の開発行為に伴うごみ置場の設置について、「開発行為の手引（5-7-2）」に基づき環境局_____環境センターと協議を行ったので通知します。

記

- 1 区域に含まれる地域の名称
- 2 区域の面積
- 3 予定建築物の用途

上記の開発行為に伴うごみ置場の設置場所、構造等について協議が成立したことを認めます。

（特記事項）

令和 年 月 日

環境局_____環境センター所長

印

担当

㊞

宅地開発時にごみ置場を設置する場合の手続きの流れ

1 事前協議

「開発行為の手引（４－１－２）」に基づき、事前協議を行ってください。

2 ごみ置場設置にあたっての協議

住居建設を目的とした開発行為を行おうとする者（以下「開発者」という。）は、「開発行為の手引（５－７－２）」に基づき、設置数、設置場所及び構造について所管の環境センターと協議してください。

3 環境センターへの協議結果通知書等の提出

協議成立後、開発者は、ごみ置場構造図及びごみ置場配置図等を添付した「開発行為に伴うごみ置場の設置について（協議結果通知書）」（第４６号様式）を環境センターに２部提出してください。

4 開発指導課への協議結果通知書等の提出

前項の「開発行為に伴うごみ置場の設置について（協議結果通知書）」の１部に自書の場合を除き環境センター所長の確認の押印（所長公印）を受け、その他の開発許可申請関係書類と一緒に建築都市局開発指導課に提出してください。

区	環境センター	住所	TEL
門司区・小倉南区	新門司環境センター	門司区新門司３－７８	481-7053
小倉北区・戸畑区	日明環境センター	小倉北区西港町２４	571-4481
八幡東区・八幡西区 若松区	皇后崎環境センター	八幡西区夕原町２－１０	631-5337

協議先